

各位

会社名 エイケン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 三征
(JASDAQ コード : 7265)
問い合わせ先 取締役経営企画管理室長
池田 文明
(TEL 0537-86-3105)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月12日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を平成21年1月29日開催予定第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に伴い現行定款の一部を次の理由により、以下のとおり変更するものであります。

- (1) 株券の電子化に伴い、株券の発行、株券喪失登録簿、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等を行うものであります。
 - ① 「株券を発行する旨」の規定を削除するものであります。(現行第8条)
 - ② 「株券喪失登録簿」に関する規定を削除(現行第9条第3項)するとともに、「株券喪失登録簿」は施行日の翌日から1年経過後に備置義務がなくなることから、附則に移設し、経過期間後に削除するものであります。
 - ③ 「実質株主」「実質株主名簿」に関する規定を削除するものであります。(現行第9条、第11条)
- (2) 株券電子化後の株式取扱規程には少数株主権等の権利行使手続きを新たに定めることから、定款の授權規定にも「株主の権利行使に際しての手續等」という文言を明確化の観点で規定するものであります。(変更案第9条)
- (3) 周知性の向上及び手續の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を規定するものであります。(変更案第4条)
- (4) 上記のほか、必要な規定の加除、一部表現の変更、条数の繰り上げ整備等所要の変更を行なうものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなしております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年1月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成21年1月29日(木)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,640株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記載された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項並びに本定款に別段の定めあるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第10条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第12条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>